

幹線系フロアスイッチ賃貸借仕様書

令和6年9月

佐賀県

1 調達概要	3
1.1 目的.....	3
1.2 調達対象及びその範囲.....	3
1.3 用語の定義.....	3
1.4 賃貸借期間.....	3
1.5 履行場所.....	3
1.6 調達詳細.....	3
1.7 機密保持.....	3
1.8 作業体制・届出事項.....	4
1.9 協議.....	4
1.10 特記事項.....	4
2 設定設置業務仕様	5
2.1 業務概要	5
2.2 ネットワーク概要図.....	6
2.3 構築要件.....	7
2.4 スケジュール.....	7
2.5 成果物.....	7
3 機器仕様	8
3.1 調達機器一覧.....	8
3.2 機種指定について.....	8
3.3 機器設置条件.....	8
4 機器保守	8

1 調達概要

1.1 目的

県庁及び現地機関で使用している情報系ネットワークのフロアスイッチは、前回の更新から5年以上が経過しており、機器の経年劣化が進んでいることから、機器を更新しネットワークの可用性、保守性、運用性を確保する必要がある。

本調達は情報系ネットワークのフロアスイッチのうち、幹線系施設に設置されたフロアスイッチを更新し、ネットワークの安定稼働を確保するものである。

1.2 調達対象及びその範囲

幹線系施設（県庁南館、佐賀土木事務所、唐津総合庁舎、伊万里総合庁舎、鳥栖総合庁舎、武雄総合庁舎）において情報系ネットワークを接続するために必要となるネットワーク機器の賃貸借及びそれらの設定・設置業務を調達の範囲とする。

1.3 用語の定義

(1) 情報系ネットワーク

公共ネットワークを利用する個別ネットワークのうち、公共ネットワークと庁舎内ネットワークの物理ネットワーク上に構築された論理ネットワークであり、県庁イントラネットを構成している。

(2) 佐賀県公共ネットワーク

佐賀県が運用・管理するネットワークであり、県庁・IDC・県内各施設・県内市町役場を接続している。一部の例外を除き、自営の光ケーブルを使用している。

1.4 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（60ヵ月）

なお、佐賀県庁南館に設置する機器のみ令和7年3月1日から令和10年7月31日まで（41ヵ月）とする。

1.5 履行場所

佐賀県庁南館、佐賀土木事務所、唐津総合庁舎、伊万里総合庁舎、鳥栖総合庁舎、武雄総合庁舎

1.6 調達詳細

機器の設定及び設置については、「2. 設定設置業務仕様」を参照すること。

1.7 機密保持

- (1) 受注者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- (2) 受注者は、本業務において知り得た業務上の情報を佐賀県の承認なしに第三者に開示または洩してはならない。
- (3) 佐賀県が施設外への持出しを認めない資料については、施設内にて閲覧を行うこと。

1.8 作業体制・届出事項

- (1) 受注者は、作業等を行うにあたっては予め定められた条件のもと、適切な対応を行うこと。
- (2) 業務責任者、管理技術者及び作業者の職・氏名並びにその連絡先等を明確にし、予め佐賀県に届け出ること。
- (3) 業務を行う管理技術者及び作業者を履行期間中に変更する場合、又は、管理技術者及び作業者が疾病、退職等により業務を遂行できなくなった場合は、速やかに同等以上の知識、技能を有する者に業務を行わせること。また、その際には変更の理由を明記した文書を添付した(2)を届け出ること。
- (4) 受注者は、(2)又は(3)により届け出る作業者名簿の内容について、事実と相違がないことを誓約すること。
- (5) 佐賀県からの照会等に対する窓口を一本化し、迅速に対応すること。
- (6) 受注者は、業務に必要な機材等を持ち込もうとするときは、その目的、内容等について佐賀県に届け出るものとし、実施にあたっては佐賀県の承認を受けること。
- (7) 受注者は業務上の理由により佐賀県の管理する庁舎及び施設に立ち入る場合には必ず身分証明書を携帯すること。
- (8) 管理技術者または作業者の中に、過去5年以内に佐賀県と同等（利用端末数5,000台）以上の規模のネットワークの構築実績を有するものが含まれること。
- (9) 管理技術者または作業者の中に、経済産業省情報処理技術者試験のネットワークスペシャリスト試験の合格者が含まれること。
- (10) 競争入札参加資格確認申請書提出時点で、本業務を実施する組織・部門において、ISMS適合性評価制度（ISO/IEC27001、JIS Q 27001）に関する最新版の認証またはP（プライバシー）マーク認証のいずれかの情報セキュリティ認証規格を取得していること。

1.9 協議

- (1) 佐賀県又は受注者が必要と認める場合は、その都度協議すること。
- (2) 協議の際は、その内容に係る資料をその都度準備し、内容の相互確認を確実にすること。
- (3) 受注者は協議の内容については自ら管理し必要な作業を行うものとするが、その実施にあたっては佐賀県と改めて協議を行うものとする。
- (4) 契約書及び本仕様書に記載のない事項については、佐賀県と受注者が十分に協議を行うものとする。

1.10 特記事項

- (1) 受注者は、個人情報の取扱いについて、契約書別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守することとし、契約締結後速やかに、個人情報の管理体制等について「個人情報の管理体制等報告書（様式1）」を提出するものとする。また、個人情報の管理体制等に変更があった場合は、速やかに「個人情報の管理体制等変更報告書（様式2）」を提出するものとする。
- (2) 受注者は、佐賀県情報セキュリティポリシーに従い、契約書別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。

2 設定設置業務仕様

2.1 業務概要

- (1) 受注者は、本仕様書に基づき、幹線系施設が情報系ネットワークに接続するためのフロアスイッチの機器更新を行う。
- (2) 佐賀県が提示する本書、既存のシステム関連図書に基づき、受注者は落札決定後にネットワーク構築の作業計画書及び作業者名簿を提出すること。
- (3) 機器の設定及び設置については、佐賀県及び公共ネットワーク等運用保守業者と適宜必要な打合せを行い、佐賀県の指示・承認のもと業務を遂行すること。
- (4) 設定設置業務に必要な備品、消耗品等は受注者で負担すること。また、本書、作業計画書にない事項が発生した場合には佐賀県と協議を行い、業務を遂行すること。佐賀県と協議なく遂行した場合の再設定作業等にかかる費用は受注者負担とする。
- (5) 機器の出荷前に、必要となる全ての機能が正常に動作することを確認するための全品検査を行い、動作不良が見られた場合は受注者の負担で正常な機器を納入できるよう適切な処置を講じること。
- (6) 機器の搬入・設置を行う際は、スケジュール等をあらかじめ佐賀県と協議すること。
- (7) 機器の管理資料として機器設定及び設置に係るドキュメント類を作成し、提出すること。
- (8) 佐賀県が施設外に持ち出しを認めない資料については、施設内で閲覧を行うこと。
- (9) 設定設置業務は令和7年2月28日までに完了すること。

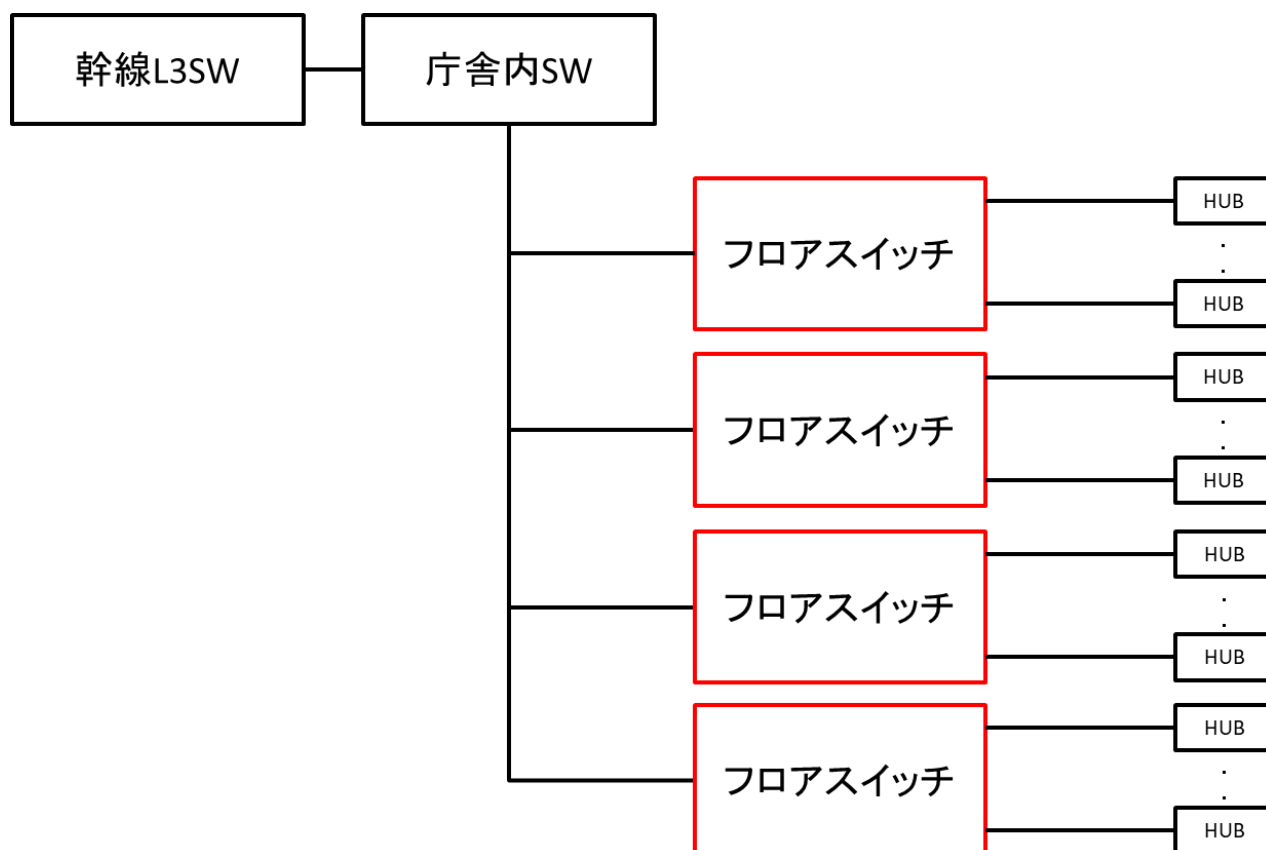
2.2 ネットワーク概要図

本調達におけるネットワークの物理構成イメージを次に示す。

ネットワーク物理構成イメージ

※赤線で記載された部分を今回の構築範囲とする。

幹線系施設毎にフロアスイッチの台数は異なる。



設置個所	フロアスイッチ	
	24ポート	48ポート
佐賀県庁（南館）	1	
佐賀土木事務所	3	1
鳥栖総合庁舎	3	2
唐津総合庁舎	3	2
武雄総合庁舎	5	1
伊万里総合庁舎	1	1
※予備機	1	1
合計	17	8

2.3 構築要件

構築の要件については、以下の通りとする。

項目	要件
ネットワーク要件	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内 L2SW および HUB までの LAN ケーブルは、既存のものを流用すること。また、必要に応じて LAN ケーブルの配線を行うこと。 ・情報系以外のネットワークへ影響がないよう更新を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既設公共ネットワークの監視サーバ及び監視ツールで監視を行えること。

2.4 スケジュール

本調達の参考スケジュールを下図に示す。本調達の受注者は佐賀県、既存ネットワークの運用保守業者と十分協議のうえ業務を進めること。

項目	R6 年度					R7	R8	R9	R10	R11
	11月	12月	1月	2月	3月					
機器発注	■	■								
設定作業		■	■							
設置作業			■	■						
完成図書作成				■	■					
賃貸借期間					■	■	■	■	■	■

2.5 成果物

(1) 完成図書

図書区分	図書名	期限
プロジェクト管理	業務計画書	契約後 2 週間以内
	完了報告書	令和 6 年度中
	詳細スケジュール	定例打合せ時
	課題管理表	定例打合せ時
	議事録	会議実施後 3 営業日以内
設計・設定	基本設計書	設計・構築の期間内に一次提出。最終版は委託期間完了前
	物理構成図	
	論理構成図	
	機器管理表	
	機器設定シート	
	通信ケーブル配線図 機器コンフィグファイル情報	
出荷前試験	出荷前試験実施要領書	出荷前試験実施前
	出荷前試験成績書	
機器据付・配線	工事写真	令和 6 年度中
現地調整試験	移行計画書	現地作業(移行)前
	現地調整試験実施要領書	
	現地調整試験成績書	
その他	その他佐賀県の必要とする書類	必要時

(2) 納品場所

- ア 成果物の納品場所は、佐賀県が指定する場所とする。
- イ 完成図書については、電子媒体に記録したもの（PDF 形式及び PDF 変換前の編集可能な Microsoft Office 等のデータ形式の 2 種類）を納品すること。

3 機器仕様

3.1 調達機器一覧

項番	名称	分類	数量	指定機種
1	L2 スイッチ (24 ポート) 及びライセンス	・ハードウェア ・ソフトウェア	17 台	シスコシステムズ合同会社 C9200L-24T-4G-E C9200L-DNA-E-24-5Y
2	L2 スイッチ (48 ポート) 及びライセンス	・ハードウェア ・ソフトウェア	8 台	シスコシステムズ合同会社 C9200L-48T-4G-E C9200L-DNA-E-48-5Y

3.2 機種指定について

佐賀県では、公共ネットワークの監視を行うツールとしてシスコシステムズ合同会社の DNA Center を利用している。本ツールを最大限活用した監視を行えるよう、上記機種の指定を行う。

3.3 機器設置条件

- (1) 機器の設置場所については、佐賀県の指示に従うこと。
- (2) 老朽化した建屋と地球環境を考慮し、省スペース・省電力に配慮すること。
- (3) もし機器がラックマウントできない場合は、機器を設置及び固定するために必要となる棚板等は受注者にて準備すること。
- (4) 既存ネットワークの運用保守業者と調整し、ラックへの搭載及び配線を行うこと。
- (5) 既存ネットワークと接続する際は、佐賀県及び運用保守業者と協議し、監視登録・警報試験に協力すること。
- (6) 既設のフロアスイッチは、機器更新時に回収し、佐賀県が指定する場所に運搬すること。

4 機器保守

本調達には、機器の保守(後出しセンドバック)5年を含むこと。

なお、佐賀県庁南館に設置するフロアスイッチ1台のみ、保守期間は41か月とする。